

2. 理事による利益相反取引の制限

理事による利益相反取引が制限されます

これまで理事は、組合と契約する場合のみ理事会の承認が必要とされていました。

平成19年4月1日以降、理事は「組合と取引しようとするとき」「組合が理事の債務を保証する等組合と理事の利益が相反する行為をしようとするとき」に理事会の承認が必要となり、取引後には重要な事実を理事会に報告する義務が課されます。なお、利益相反取引をしようとする理事は理事会の定足数に算入されず、議決権も停止されます。

3. 監事の権限拡大、監事の権限限定と組合員の権限拡大

(1) 監事の権限拡大

監事の権限が拡大されます

これまで監事は、会計に関する監査のみを行うこととされていましたが、今後、監事は原則として、会計監査に加え、業務監査（理事の業務執行の監査）も行うことになりました。このため、理事や使用人等に対する組合事業の報告請求や業務、財産や総会提出議案の調査権限が与えられるほか、組合と理事間の訴訟の際に組合を代表する権限が与えられます。

理事会への出席など義務が強化されます

監事の権限強化に伴い、理事長に対しては、監事に理事会の招集通知を発する義務が課されるとともに、監事に対しては理事会への出席と理事会の議事録への署名、記名押印義務が課されるなど、権限が強化されます。この場合理事会議事録への記載事項も追加されますので留意する必要があります。

経過措置に留意する必要があります

この変更は、事業年度が4月に開始される組合の場合、平成20年4月以降に開催される平成19年度決算に関する通常総会終了の後に適用されます。現行中協法においては監事の権限は会計監査に限定されています。したがって、この経過措置期間中に監事の権限を業務監査にまで拡大（行政庁に対し停止条件を付した定款変更の認可申請を行うことも含む）することはできないことに留意する必要があります。なお、監事の権限を従来の会計監査のみから業務監査にまで拡大する場合は、その時点で一旦監事の任期が終了することに留意する必要があります。

(2) 監事の権限の会計監査への限定と組合員の権限拡大

組合員数1,000人以下の組合は監事の監査権限を会計に関する監査に限定することができます

すべての組合の監事に原則として業務監査権限が付与されますが、組合員数（連合会の場合は会員組合の組合員の合計）が1,000名以下の組合では、定款にその旨を定めることで、これまでどおり監事の権限を会計に関する監査に限定することができます。この場合の組合員数が1,000人以下であるかどうかの判断は、法施行後開始する事業年度の開始の時点で判断することとなります。

また例えば、平成19年度の開始時点で1,000名以下であった組合において翌20年度の開始時点で1,000人を超えた場合には、その年の5月の通常総会の終了時までには1,000人を超えない組合であるとみなされることから、通常総会で定款変更を行うとともに停止条件を付して監事の改選を行うこととなります。逆に1,000人を超えている組合が翌事業年度の開始時に1,000人以下となった場合であって、今後、業務監査権限を与えないこととしようとする場合も、その年の通常総会において定款変更を行うことで対応することが可能です。この場合は監事が任期途中であっても改選を行う必要はありません。

現在の定款規定のままで監事の権限が会計に関する監査に限定されているとみなされます

この監事の権限を会計に関する監査に限定する旨の定款の規定については、組合の現在の定款の中の「監事の職務」に関する規定が全国中小企業団体中央会策定の定款参考例と同様の規定となってい